

公益財団法人福島県老人クラブ連合会 職員採用試験実施要領

1 採用予定人数

1名

2 職務内容

事務職員（総合職） ※ 事業概要は別記

3 受験資格

- (1) 平成2年4月2日から平成12年4月1日までに生まれたもの※で、短期大学以上を卒業した者（令和2年3月卒業見込みの者を含む。）

（※雇用対策法の例外事由③長期勤続によるキャリア形成を図る観点から若年者等と期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用するため。）

- (2) 次のいずれかに該当するものは受験できません。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 受験申込手続き

- (1) 申込み先

公益財団法人福島県老人クラブ連合会事務局

〒960-8141

福島市渡利字七社宮111番地（福島県総合社会福祉センター 1階）

- (2) 申込み受け期間

令和元年9月10日（火）～10月31日（木）

※郵送の場合は当日の消印有効、受付時間は月～金の午前9時～午後4時30分

- (3) 提出書類（提出書類は返還いたしませんので、ご了承ください。）

ア 履歴書（JIS規格様式）

イ 自己紹介書（別添様式）

ウ 卒業（見込み）証明書

エ 成績証明書

オ 返信用封筒（長3封筒に返信先住所を明記し、切手を貼付のこと）

## 5 選考・試験の内容及び試験日等

### (1) 1次選考

#### ア 書類選考

※ 1次選考の結果は、11月8日（金）まで本人宛通知いたします。

### (2) 2次選考

#### ア 試験内容 学力試験、適性試験

#### イ 試験日時・会場 11月19日（火）・福島市「福島テルサ」

1次選考の合格者に後日通知いたします。

※ 2次選考受験者は、2次選考試験日までに「健康診断書」をご提出ください。（試験日当日ご持参いただいても結構です。）

### (3) 3次選考

#### ア 試験の内容 小論文、面接

#### イ 試験日時・会場 12月9日（月）・福島市「福島県総合社会福祉センター」

2次選考の合格者に後日通知いたします。

## 6 採用の通知等

(1) 3次選考の結果は、12月20日（金）までに本人宛通知いたします。

(2) 勤務は令和2年4月1日（水）からとなります。

## 7 勤務条件

### (1) 給与月額

ア 採用された場合の予定の給与月額は次のとおりです。

大学（4年）卒 184,900円

短大卒 164,900円

イ 採用前に職歴を有する場合は加算いたします。

ウ 原則として年1回定期昇給があるほか、県の人事委員会勧告に準じて給与改定が行われます。

### (2) 諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などがそれぞれの要件に応じて支給されます。

### (3) 休日等

ア 日曜日及び土曜日、国民の祝日、1月2日、3日、12月29日から31日まで。

イ それぞれの要件に応じて、年次有給休暇、特別休暇があります。

(4) 福利厚生

- ア 退職金支給制度があります。
- イ 社会保険加入制度があります。
- ウ 健康診断の受診制度があります（年1回）。

8 問い合わせ先

公益財団法人福島県老人クラブ連合会事務局

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地 福島県総合社会福祉センター1階

TEL 024-523-2131 FAX 024-524-1401

<http://www.benrityo.or.jp>

E-mail [f-rouren@benrityo.or.jp](mailto:f-rouren@benrityo.or.jp)

【法人の事業概要】

名 称	公益財団法人福島県老人クラブ連合会
代表者	会長 金子 定雄
所在地	福島市渡利字七社宮111番地
電 話	024-523-2131
<p>当法人は、高齢者が有する知識経験を生かし、老人クラブ活動を通して多様な社会活動を推進するとともに組織の能率的運営と、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を行い、自立した高齢期を過ごすことができる地域高齢者福祉の増進に寄与することを目的に次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 高齢者のボランティア活動を推進し相互扶助に寄与する事業</li><li>(2) 老人クラブ組織活動に関する総合的企画及び普及啓発事業</li><li>(3) 高齢者の地域活動指導者の育成に関する事業</li><li>(4) 高齢者が有する知識経験を生かし、地域を豊かにする事業</li><li>(5) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業</li><li>(6) 高齢者の生きがいと健康づくり、介護予防に資する事業</li><li>(7) その他公益目的を達成するために必要な事業</li></ul>	